

平成 1 8 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成18年第6回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成18年6月13日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市立中央生涯学習センター 2階 講義室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員長職務代理者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君
委 員 (教 育 長) 仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長	森 田 雅 彦 君
子 ども 部 長	奥 山 勉 君
生 涯 学 習 部 長	上 西 彰 君
教育推進部理事兼総務次長 兼次長(教育政策・学校管理担当)	栗 本 忠 夫 君
教 育 推 進 部 次 長 (学校教育・人権教育担当)	前 田 健 君
子ども部総務次長兼次長 兼専任参事(早期療育担当)	中 村 信 隆 君
生涯学習部総務次長兼次長	塩 山 俊 明 君
教 育 政 策 課 長	中 野 仁 司 君
学 校 管 理 課 長	稲 野 公 一 君
学 校 教 育 課 長	若 狭 周 二 君
教 育 推 進 部 専 任 参 事 (教 職 員 担 当)	森 井 國 央 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	福 永 茂 君
子 ども 政 策 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ども 支 援 課 参 事	谷 口 あ や 子 君
子 ども 支 援 課 長	南 悦 司 君
幼 児 育 成 課 長	向 井 裕 彦 君
子 ども 部 専 任 参 事 (幼 稚 園 担 当)	庄 司 豊 君
生 涯 学 習 課 長	中 澤 博 君
生涯学習部専任参事 (文 化 財 担 当)	坂 上 潔 司 君
生涯学習部専任参事 (中央生涯学習センター・西南公民館担当)	津 田 善 寿 君
生涯学習部専任参事 (東生涯学習センター担当)	加 藤 真 知 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君
1. 出席事務局職員	
教 育 政 策 課 長 補 佐	小 山 登 志 子 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面山ニホンザル保護管理委員会への諮問の件
- 日程第 3 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件
- 日程第 4 箕面市体育指導委員委嘱の件
- 日程第 5 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の作成に関する意見提出報告の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会所管に係る平成17年度箕面市一般会計補正予算（第9号）の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会所管に係る平成18年度箕面市一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第 8 平成18年度（2006年度）箕面市立幼稚園・小中学校の学校医の委嘱及び解職の件
- 日程第 9 平成18年第5回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第10 教育長報告

（午後3時開会）

- 委員長（小川修一君）：ただ今から、平成18年第6回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

- 委員長（小川修一君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。
- 委員長（小川修一君）：それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第2、議案第36号「箕面山ニホンザル保護管理委員会への諮問の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部文化財担当専任参事に求めます。
- 文化財担当専任参事（坂上潔司君）：本件は、箕面山に生息するニホンザルの保護管理にあたり平成2年の箕面山猿調査会からの最終答申及び、平成13年の箕面山猿保護管理委員会からの提言に基づき、さま

ざまな対策を実施し、箕面山に生息するニホンザルの保護管理に取り組んできましたが、現状としては、箕面山に生息する適正な頭数及び集団数を大幅に超えていることから、頻繁に市街地に出没したり、農作物への被害や観光客とのトラブルが多発している状況です。そこで、箕面山の自然環境の整備はもとより、箕面山に生息するニホンザルと人間が共生していける生息環境を整備し、将来的には人口給餌を中止して、野生のニホンザル本来の自然群としての生活に戻す方向をめざして、将来を見据えた箕面山に生息するニホンザル保護管理計画を作成するため、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第2条の規定に基づき、箕面山ニホンザル保護管理委員会に諮問するために提案するものです。

- 委員長（小川修一君）：質問などはありませんか。
- 教育長（仲野公君）：箕面山に生息する猿の頭数と農作物等の被害状況等について説明してください。
- 文化財担当専任参事（坂上潔司君）：現在5つの群れに分かれており、トータルにして約670頭です。被害の状況ですが、17年度においては、物損が9件、金額的には2,125,773円の補償費です。
- 委員（白石裕君）：今までも対策を練ってきたと思うのですが、これまでどおりでは難しいので、諮問するということですが、答申が出された場合、これまでの問題がぶりかえしにならない可能性がどれほどあるのか、どのような手だてがあるのか、疑問に思うのですが。
- 文化財担当専任参事（坂上潔司君）：箕面山のニホンザルについては、昭和29年から餌付けをしてきたのですが、その後、生息地として国の指定を受けています。昭和29年の段階では主群が70頭、B群が20頭、トータル90頭ぐらいについて、餌付けをしていた経過があります。その時点から約50年経ったのですが、先ほど申しました頭数に膨らんできた状況です。それまでもにも個体調整をしていた時期もありましたが、ここ数年間は実施できていない状況です。自然の状態でおきますと、ここ数年で1,000頭になるという感じです。後30年先を試算しますと、実際にあり得ないと思いますが、3万数千頭という数字もあります。それがために、長期的な先を見越した保護管理計画を作成し、それに従って調整していく形になります。現在、国の補助金を受け、食害の調査をしています。主な内容としては、一つは、5つの群れのうち、3つまでの群れの行動が特定できるような発信機を付けています。一つは、パースコントロールで個体が増えるのを抑える方法をとっています。あと一つは、生息環境を保つための植生の調査を行っています。それで、将来を見越した保護管理計画を作成するために、箕面山ニホンザル保護

管理委員会に諮問して、答申をいただきたいということでお願いしているものです。

- 委員長（小川修一君）：白石委員からでましたご質問は、これまでどんな手をうってきたのか、また、新しい方法はどんなことが考えられるのかというご指示だったのかと思うのですが、このあたりをこれから諮問しようということですね。調査に基づいて。調査そのものはすんでいるわけですか。
- 文化財担当専任参事（坂上潔司君）：今、補助金をいただきまして、食害調査を平成14年度から実施しています。今年で5年目です。個体調整の中で、捕獲という方法もあるわけですが、先ほど申しましたとおり、バースコントロールで出生を抑えていく。いわゆる、個体が生まれるのをできるだけ抑えていくというような調査もしています。
- 委員（坂口一美君）：昭和31年に指定を受けたときは、箕面市が全管理を行うこととなっていたのですか。それとも市町村をまたがったとき、市町村間で猿に関しての対策を行うのでしょうか。
- 文化財担当専任参事（坂上潔司君）：申請は、箕面市が国にしたということです。また、当初は観光と研究という部分であったらうということです。
- 委員長（小川修一君）：坂口委員がご質問されたのは、例えば猿が、箕面市以外のところに出没したときはどうするのかということです。
- 委員（坂口一美君）：五つのグループがどういう形で箕面の山に点在しているのか、それによっては、市町村を超えている場合もあると思うのですが。そうなった場合でも、今指定を受けているのが箕面市なので、それに対して対策を打たなければならないのか、ということです。
- 文化財担当専任参事（坂上潔司君）：国の指定を受けていますのは、箕面山に生息している猿ということで、生息地指定を受けています。現在の遊動域は、国の指定を遙かに超えた形で、広い範囲に行動しています。旧の指定区域を「生息地」とし、それから大きく行動域を広げて、「準生息地」としています。生息地内で捕獲なり、あるいは現状変更については、文化庁の許可が必要です。準生息地での現状変更については、大阪府の許可ということで有害鳥獣という取り扱いとなります。
- 生涯学習部長（上西彰君）：国の指定の猿は生息地が指定されています。滝道の一の橋から箕面滝付近まで両サイド谷あいのところが生息地です。そこにいる日本猿が天然記念物とされています。今、670頭近くいると申し上げましたが、1集団としてそこで生活しているわけではなくて、5集団に少しずつ分裂をして、箕面山一体で生活をしています。

東の端でいいますと、清掃工場付近から、西側に行きますと、池田市まで出ています。北側でいきますと、止々呂美付近の農作物を荒らしに遠征しています。本体は、基本的に生息地にはいっています、先ほど申しました付近にいますのですが、ぐるりとまわりにはいる猿が半分ほどいるわけです。これをいかにまとめて管理をしていくか、非常に難しくなってきました。従って、昭和52年から箕面山猿調査会ということで、学者とか行政で、策を講じてきたわけですが、なかなかこれといった適切な形の対策が見あたりませんでした。その間、研究していただいた結果については、平成2年に箕面山猿調査会から今後のあるべき姿について最終答申を頂戴しました。その後も100頭を今から10年ほど前に捕獲した時期もありましたが、自然保護の関係や動物愛護の関係がありまして、その後、人による管理をしながら現在に至っています。頭数を勘定すると650頭から670頭ぐらいが今、箕面山一体に生息しているであろうということですが、一時的に飼育する檻を建てたり、また、長期的なスパンで、箕面山の生息環境の整備と頭数の管理をいかにして進めていくかということ、箕面山ニホンザル保護管理委員会の方で議論をいただいて、管理計画を作ろうかという流れです。

- 教育長（仲野公君）： 他市との関係は。
- 生涯学習部長（上西彰君）： 茨木にこの猿がいった場合は、国が指定している箕面の猿ではありません。
- 委員（坂口一美君）： 準生息地に関しては、箕面市の管轄外ということですね。基本的に、池田市や茨木市に飛び出していった猿については、箕面市で対応するものではないということですね。
- 生涯学習部長（上西彰君）： 茨木で出た場合は、大阪府の農とみどりの総合事務所の所管となり、茨木市が府と対策を講じることとなります。有害鳥獣駆除という所管業務になっていきます。鹿、イノシシ、熊などと同じ扱いになります。
- 委員（坂口一美君）： 協同して対策を行う場合は、その市と大阪府と箕面市が協同して行わなければならないのですか。茨木や池田に飛び出していった猿については、箕面市を中心に大阪府と協同して対策をしていかなければならないのですか。
- 生涯学習部長（上西彰君）： 箕面市域から離れますと大阪府と地元の自治体との対策となります。日本猿は全国どこにでも生息していますので、地元の自治体と都道府県が対策を講じることとなります。箕面で出た場合は、天然記念物の関係がありますので、教育委員会が単独で対策を講じます。一部については大阪府に指導を仰いでいると

いうところです。

○委員長（小川修一君）：今の説明を聞いていますと、これまでもさまざまな手を打ってきたけれども、現状、打つ手という面では、打ちづらいいところも出てくる。それを管理委員会に諮問したいという趣旨なのですね。そのための調査もしているということですね。猿が増えてきたということで、当初は、箕面市もこれをひとつの観光の看板にしていたのですが、それがちょっと手に負えない状況になってきたということですか。

○委員長（小川修一君）：他に、質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第36号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に、日程第3、議案第37号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件」を議題とします。事務局の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部文化財担当専任参事に求めます。

○文化財担当専任参事（坂上潔司君）：議案第37号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件」につきましては、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員を新たに任命する必要が生じたため、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第3条及び第4条第1項の規定に基づき提案するものです。

○委員長（小川修一君）：質問、意見をお受けします。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第37号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に、日程第4、議案第38号「箕面市体育指導委員委嘱の件」を議題とします。事務局の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長に求めます。

○スポーツ振興課長（吉田卓司君）：本件は、本市スポーツ振興の一層の充実を図るため、箕面市体育指導委員に新たに2名の委員を委嘱いたしたくスポーツ振興法並びに箕面市体育指導委員に関する規則に基づき提案するものです。

○委員長（小川修一君）：この件について、質問、意見をお受けしま

す。

- 委員（白石裕君）： 体育指導委員の方々の勤務形態や、指導の形態はどうなっているのか、教えてください。
- スポーツ振興課長（吉田卓司君）： 基本的形態といいますと、教育委員会が主催する事業について、毎月定例会議において、事前説明させていただき、その事業のやり方、あり方についてご意見いただくというのが1点。それと、いろんな事業や大きな大会にご出務いただき、その現場でそれぞれのご専門の競技について、ご指導いただく、そのような内容です。それと加えて現在総合型のスポーツクラブというものを目指していますが、その内容についてどうあるべきかということをいろいろご意見いただいています。
- 委員長（小川修一君）： このおふたかたは、新たに追加ですね。おひとつかたはバスケットボール、もうひとつかたは、サッカーということで両競技の委員として、追加されるのはこの種目が今回、人員がどうしても必要だというようなことからですか。
- スポーツ振興課長（吉田卓司君）： そのような理由もありますが、それ以外に、体育指導委員というのは、箕面市の体育、文化について、貴重なご意見をいただく立場におられる方ですので、「人格」、「若さ」を理由としています。現委員の平均年齢が54歳、64歳から33歳までの幅でおられますが、現場に出て行って、子どもたちと一緒に指導していただく中では、比較的年齢の若い方を必要とおる、ということで、「人格」、「技術」、「若さ」を兼ね備えた方をいろんな分野から選考させていただきました。
- 委員長（小川修一君）： ということは、サッカーとバスケットボールという種目に厳選してということではないということですね。
- スポーツ振興課長（吉田卓司君）： はい。種目に限ってということではありません。補足しますと、おひとつかたについては、小学校の教諭をされています。学生時代にバスケットをされていたということです。もうひとつかたについては、民間にお勤めのかたわら、市内で小学生のサッカーチームの講師をされています。日常的に子どもたちと接触されておられるということで、これからの総合型スポーツクラブ等のためには貴重な人材としてご意見いただけるであろうということから選ばせていただいております。
- 委員長（小川修一君）： わかりました。他に意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第38号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：次に、日程第5、報告第14号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の作成に関する意見提出報告の件」を議題とします。事務局の朗読を省略し、提案説明を教育推進部教育政策課長に求めます。
- 教育政策課長（中野仁司君）：本件は、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の作成に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により箕面市長より意見聴取があり、教育委員会の意見を通知するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。
- 委員長（小川修一君）：それでは、質問、意見をお受けします。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第14号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：次に、日程第6、報告第15号「箕面市教育委員会所管に係る平成17年度箕面市一般会計補正予算(第9号)の件」を議題といたします。事務局の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、国庫補助金等の確定に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成17年度箕面市一般会計補正予算、第9号を要請する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。
- 委員長（小川修一君）：この件に関しまして、質問、意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：意見、質問は、ないようですので、報告第15号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

- 委員長（小川修一君）：次に、日程第7、報告第16号「箕面市教育委員会所管に係る平成18年度箕面市一般会計補正予算（第1号）の件」を議題とします。事務局の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、箕面市教育委員会所管に係る平成18年度箕面市一般会計補正予算第1号を要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。
- 委員長（小川修一君）：この件に関して、質問、意見はありませんか。
- 委員（白石裕君）：減額の部分については、いろいろな理由があると思うのですが、事業の縮小などの理由で減額したものがいいのかどうか、お聞きしたい。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：事業の縮小による減額はありません。当初予算を組みます時に、事業目的に基づき、見積もり等をそれぞれ専門のところからとります。それに基づいて、予算を要求して認めていただく。発注するときには指名競争入札等を行います。当初予算からみると、下まわった額で落札され、その差額が入札差金、契約差金となります。以後、その目的以外のものには使いませんので、減額をし、他の事業への有効活用を行うシステムになっています。
- 委員長（小川修一君）：要するに補正予算ですから、やむを得ざる状況を踏まえての措置であるということですね。減額という方法は、市全体として方向付けられているということはないのですか。
- 教育長（仲野公君）：補正の減額の話ですが、例えば1億の予算を組んで、8千万円で済んだ。すると2千万円が予算として浮いてしまっている訳ですね。この2千万円を有効活用しようとするれば、必要なくなったとわかった時点で減額をする。よって、2千万余裕があるので、他にもっと活用できる。いわゆる、予算を有効活用するために、わかった時点で減額できるものは、減額しようということが一定のルールです。
- 委員長（小川修一君）：財政上大変窮屈な状況にはなっているわけですが、そんな中でも有効に活用するということは行政として、当然考えないといけないということでしょうね。
- 委員長（小川修一君）：他にありませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第16号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。
- 委員長(小川修一君) : 次に、日程第8、報告第17号「平成18年度(2006年度)箕面市立幼稚園・小中学校の学校医の委嘱及び解職の件」を議題とします。事務局の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。
- 学校教育課長(若狭周二君) : 本件は、社団法人箕面市医師会から平成18年6月1日より平成18年度(2006年度)箕面市立幼稚園・小中学校にかかる学校医の変更依頼があり、学校保健法第16条第3項の規定に基づき委嘱するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。
- 委員長(小川修一君) : それでは、この件について、質問、意見をお受けします。

- 委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第17号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長(小川修一君) : 次に、日程第9、報告第18号「平成18年第5回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。事務局の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- 教育推進部総務次長(栗本忠夫君) : 本件は、去る5月9日に開催されました第5回箕面市教育委員会定例会の会議録を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき提案するものです。
- 委員長(小川修一君) : 意見、質問はありませんか。
- 委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第18号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長(小川修一君) : 次に日程第10、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告をお願いします。
- 教育長(仲野公君) : (議案書43頁により報告)

その前に、教育委員の皆さまには、5月30日の学校訪問、また校長先

生方との意見交換会、大変ご苦勞さまでした。校長先生方から、貴重なご意見をいただき、是非よろしくお伝えいただきたいとのことでしたので、お伝えさせていただきたいと思ひます。

また、学校によりましては、卒業旅行であるとか、運動会を実施されまして、それぞれ無事に終了されておりますことを報告させていただきたいと思ひます。

《教育行政の課題等》

◎平成18年度近畿都市教育長協議会定期総会

5月11日と12日に高野山で開催され、提案された案件は、すべて原案どおり承認されました。続きまして、元高野山大学学長の松永氏から「高野山の歴史と教育」と題して講演がありました。今日の子どもに関する事件、事故に鑑み、宗教的な視点からの命の大切さなど幅広くお話があり、非常に有意義でした。また、情報交換等をして、城陽市、奈良市、寝屋川市の教育長からそれぞれ市の取り組みを発表していただきまして、創意工夫の状況がよくわかり、本市の教育にも参考にしていきたいと思っております。次年度は、滋賀県東近江市で開催される予定です。

◎平成18年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会

5月16日にアウィーナ大阪で開催され、委員長と私が出席しました。提案された案件はすべて承認され、新役員として会長に泉大津市の高橋委員長が就任をされ、小川委員長は監査に就任をいただいています。退任された教育委員の表彰がありまして、箕面市からは、前委員の浅岡委員長、橋爪委員長職務代理者、藤井委員長職務代理者がそれぞれ表彰を受けています。また、大阪府教育委員会の成山教育監から「最近の教育をめぐる動向と諸課題」と題して、講演がありました。教育基本法の改正の動きでありますとか、教育行政改革など今日の教育課題について、講演がありました。

◎第58回全国都市教育長協議会定期総会研究大会

5月18日と19日に佐賀市で約500名からの参加のもと、開催されました。提案された案件はすべて承認されました。続きまして、文部科学省の戸渡初等中等教育企画課長から「義務教育の構造改革」と題して、講話がありまして、教育基本法の改正の提案に至るまでの経過及びその考え方、教育改革の内容など具体的な説明があり、同時に関係する膨大な資料をいただき、今日の状況がよくわかったところです。また、この3月まで内閣官房副長官をしておられた佐賀県出身の古川貞二郎さんから「道は開ける」と題して記念講演がありまして、内閣の仕事の内容や、総理が自衛隊をイラクに派遣するときの決断など、総理としての苦

労話、裏話などを貴重な体験をお話しされ、今の子どもたちにも夢と希望を持ち、その実現に向けて頑張れば道は開けると締めくくられました。そのほか研究部会では、教育行財政、学校教育、生涯学習の3部会にわかれ、文部科学省の指導のもと、それぞれ意見交換をしました。研究発表では、四国ブロックから徳島県阿南市、関東ブロックから神奈川県藤沢市、北海道ブロックから恵庭市のそれぞれの教育長から各市の取り組みについて発表がありました。最後に宣言文と決議文を満場一致で採択し、閉会をしました。次年度は、山梨県笛吹市で開催する予定です。

◎光熱水費削減費還元プログラム（フィフティ・フィフティ事業）

小中学校における、電気使用料などを節約すればその経費の半分を消耗品など学校の運営費に充当する制度を今年度から開始することとしまして、5月の校長定例会で説明をし、周知をしたところです。

- 委員長（小川修一君）： それでは、質問、意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）： ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は終了しました。その他としまして、教育行政に関わる報告があれば、申出を受けますがいかがですか。
- 中央図書館長（黒田正記君）： 5月31日に「箕面市立図書館における市民のための図書館のあり方と指定管理者制度の導入について」という意見書を図書館協議会からいただきましたので、報告します。図書館協議会については、図書館法に位置づけられた図書館長の諮問機関で、10名の委員で構成されています。昨年8月から今年5月まで検討いただいて、このたび、意見書としてまとめたものです。検討の中身ですが、まず、どういった図書館を箕面として目指していくべきなのか、まずは目指すべき方向をきちんと決めたいうえで、次に運営の方法をどうするのか、ということについて論議をしていただきました。具体的には、すでに北九州市で指定管理者制度の導入をしている図書館がありますので、その図書館の運営の例を検討課題にしまして、様々な観点から論議しました。いくつかの観点があるわけですが、一つは図書館法に基づいて、図書館の利用については無料ということが基本的には決まっています、指定された業者が頑張って利用を伸ばせば伸ばすほど、赤字になっていくことから図書館業務について指定管理者制度はなじまないのではないかとというのが一つ。二つめは、一年間で7万5千冊、新たに出版されますが、そのうち、箕面で購入しているのは、2万5千冊、全体の約3分の1弱となり、多くは、購入できていません。従って、市民の利用があったときに、豊中、吹田、なければ大阪市とか府立、国会図書館から、箕面に持っていない本については、借りて提供していく。こういう仕組みです。併せて、図書

館のネットワークは、豊中市と箕面市と連携していまして、豊中市の
蛍池図書館を箕面市民が利用できるようにしていますが、逆に萱野南
図書館を豊中市民にお貸しする。こういった連携を広げることが図書
館にとって非常に大切です。2月にも外大と連携する中で、外大図書
館を箕面市民が利用できる様にしてきました。このように、本がなけ
ればネットワークを通じて入手する。併せてサービスポイントについ
ても他市と連携して、図書館システムが広がっていく。こういう仕組
みを持つ図書館の特性から、指定管理者はなじまないのではないか、
というのが二つめです。こういったことが、主な論点として、指定管
理については、箕面の図書館についてということであると思いますが、
なじまないというご意見をいただいていますので、以上、報告します。

- 委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はあります
か。
- 委員（白石裕君）：教育委員会との権限の関係ですが、指定管理者制
度を導入するか否かの決定は、教育委員会の仕事になるのですか。
- 中央図書館長（黒田正記君）：基本的には図書館は、公民館も一緒な
のですが、社会教育法、図書館法の中では、学校と同じ教育機関とい
う位置づけになっているのが本来ですが、実体的には生涯学習部に含
まれておりますので、事実上決裁行為でいきますと館長から次長、部
長、教育長という形になりますので、基本的には、教育委員会の中で
判断していただくべきことだと思います。
- 委員（白石裕君）：だとすれば、この意見書を受けてどうするかとい
うことを今後考えていかなければいけないということですね。
- 委員長（小川修一君）：要するにこの意見書を参考として事を運ぼう
ということですね。
- 委員長（小川修一君）：他に質問等はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：これ以外に他に報告すべき事項はありませ
んか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了
しました。付議された案件、議案3件、報告5件はすべて議了しました。
これをもちまして、平成18年第6回箕面市教育委員会定例会を閉会と
します。

（午後3時56分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川修一

委員

坂口一美